

# 令和5年7月時津町農業委員会 議事日程

日時 令和5年7月25日（火曜日）10時00分～11時30分

場所 時津町役場第2庁舎4階大会議室南側

## 1. 開会（10時00分）

### 1. 議事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-13号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-14号）

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-15号）

日程第5 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-16号）

日程第6 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請（受付番号第1-17号）

日程第7 報告第1号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1-12号）

### 1. 出席委員

#### ○農業委員（9名）

1番 朝長 克二                      2番 吉川 博美                      3番 坂本 敬治

4番 小畷 栄一                      5番 高橋 達男                      6番 欠席

7番 池田 稔                      8番 濱田 信                      9番 欠席

10番 水口 直喜                      11番 辻 文美

#### ○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人                      2番 溝上 直美                      3番 植田 秀之

### 2. 議事録署名人      2番 吉川 博美                      4番 小畷 栄一

開 会 10時00分

○議 長 皆さんこんにちは。本日が農業委員及び最適化推進委員が一堂に会した最初の総会となります。総会に入る前に、簡単に自己紹介の時間を設けたいと思います。朝長委員からよろしく申し上げます。

(自己紹介)

それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和5年7月農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人の指名を行います。

議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、2番吉川委員、4番小畠委員を指名いたします。

日程第2、議案第1号から日程第4、議案第3号までは関連がありますので、一括して議題とします。事務局は説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。1ページをお開きください。〇〇さんの農業参入の件は昨年11月から相談を受け、土地所有者の意向も聞きまして、担当の方と何度も話し合いを重ねてきましたが、調整が終わりまして、やっとここに貸し借りを議案として提出するものです。

議案第1号は、賃借人〇〇、賃貸人〇〇、申請農地は日並郷〇〇、地積〇〇、賃貸借の設定期間は10年、申請理由として、賃借人はブドウ栽培開始、賃貸人は高齢による規模縮小、〇〇は農業振興地域農用地、〇〇は農業振興地域白地です。賃借人の農作業常時従事者は1名、従事日数は200日、賃借人の経営面積は、議案第3号まで含めて11,266㎡となります。

2ページは、許可申請書の写しでございます。4ページを

お聞きください。常時従事者は〇〇さん54歳、アグリ部の課長でございます。6ページをごらんください。周辺の地域との関係ですが、通常の栽培法であり、周辺の農地に悪影響はないと思われま

す。7ページをごらんください。地域との役割分担の状況ですが、地区の水利組合に加入する。また、地域と共存し地区の共同作業がある場合は参加するということです。

つづきまして、議案第2号に移ります。8ページをごらんください。賃借人は同じく〇〇、賃貸人は〇〇、・・・

続きまして議案第3号に移ります。11ページをごらんください。賃借人は同じく〇〇、賃貸人は〇〇・・・

14ページをごらんください。位置図ですが、日並の木場崎地区の旧国道沿い、〇〇さんの工場がある周辺です。

15ページをごらんください。左の字図、右の航空写真を見比べていただければ、土地の境界、状況がわかると思います。議案第1号の〇〇さんからの借用ですが、〇〇、ここはブドウ棚とブドウの木が現在もあり、これは継続して栽培するということです。技術習得の練習場としての役割もあります。〇〇は、右側3分の2を〇〇さんに貸しておりますので、左側3分の1の借用になります。

次に議案第2号の〇〇さんから借用ですが、〇〇、〇〇、〇〇になります。〇〇につきましては、次の議案第4号でできますが、上のほうの部分を〇〇さんに貸すということで、その部分を省いた面積になります。航空写真に、境界を赤線で区切っています。

〇〇につきましては、〇〇さんの工場にそって細長く下から上がっていく農地ですが、現在は遊休化しており、ハウスはありますが老朽化しているため、建て替えを検討するということです。〇〇は下半分がハウスになっており、レモンが植えられているということです。上半分は路地みかんです。所有者はブドウに植え替えして自由に使っていいとしており、〇〇さんは基本的にはブドウ栽培ですが、レモンとみかん栽培も検討するということでした。

議案第3号、〇〇さんからの借用ですが、〇〇となっています。ここは現在遊休地ですが、下の〇〇からブドウ棚を延長するということです。また、これは議題ではないですが、隣の〇〇は〇〇さんの家があったところです。右の航空写真には家が写っていますが、現在は解いてさら地となっています。ここも当人同士で貸し借りし、ブドウ棚をここまで延長するということです。

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○議長 (吉川委員)

法人の農業参入ですが、この〇〇法人の本気度はどんな感じでしょうか？

○事務局 今回は所有者の意向により、賃貸期間は10年を設定しておりますが、できればもう少し長い期間を希望されてきました。半年前からこの担当者は、アグリ部門の立ち上げを担って佐賀県の試験場や長崎県の試験場等いろんな所で研修しています。お話を聞いていますと、本気度は高いと感じています。3～4年は利益がでないことは想定している

ということです。

他にありますか。

(吉川委員)

隣でシャインマスカットを栽培している〇〇さんが栽培技術は教えるということは聞いていますので、いいんじゃないでしょうか。また、ここの上の方の遊休地も借りてほしいと思います。

(水口委員)

この〇〇さんは農業するのは初めてですか。

○事務局 隣の〇〇町でミカンを栽培しているということですが、規模は大きくないと思います。ブドウ栽培は初めてです。

○議長 他にございませんか。

ないようでしたら、議案第1号から第3号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第1号、第2号、第3号は許可することに決定いたします。

日程第5、議案第4号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農地法第3条による許可申請です。先ほど議案第2号で〇〇の賃借が許可されましたが、その〇〇の上の方、畑〇〇㎡の賃借です。賃借人は〇〇、賃貸人は〇〇期間10年、賃借人は所有する隣接する農地の農作業場として使うということです。賃借人の農作業従事者2名、作業日数610日、賃借人経営面積13,818㎡です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

(辻委員)

賃借人と賃貸人どちらもかなり高齢です。10年間の賃貸借ですが、その間にもしものことがあったらどうなりますか。

○事務局 契約者にもしものことがあったら、相続人に権利が写ります。合意解約も双方合意すれば選択できますが、賃借人の息子さんは同居しており、現在主は建築関係の仕事をされておりますが、農業も手伝っておられますので、息子さんが引き継ぐことを期待したいと思います。

○議長 ほかにありますか。  
ないようでしたら、議案第4号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第4号は許可することに決定いたします。

日程第6、議案第5号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 27ページをごらんください。追加ででてきたものですから、ページが報告事項と前後しています。農地法第4条の規定による許可申請です。申請人は〇〇、申請農地は〇〇、〇〇、道路拡張による住宅の移転のため隣接する農地を農家住宅建設用地として利用すべく申請を行うものです。  
29ページをごらんください。位置図ですが、国道207から説明しますと、〇〇から山際に入り〇〇公民館のすぐそばでございませう。30ページをごらんください。〇〇に現在の住居がありますが、道路拡張のために解きまして、本人が所

有する横と裏の2つの農地を転用しそこに農家住宅をつくるものです。

31ページは現在の写真です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案第4号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第4号は許可相当とすることに決定いたします。

次に報告が1件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項第1号、農地法5条による転用の届出です。

譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、届出農地は、〇〇、譲受人は住宅建設用地として転用すべく届出を行うものです。市街化区域内第3種農地です。

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、報告を終わります。

以上をもちまして、7月農業委員会を閉会いたします。次回は8月25日（金）午前10時から場所はこの会議室で行います。

閉会 11時30分

署名

署名